

## 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領

20水管第2908号	平成21年4月1日
水産庁長官通知	
一部改正 21水管第478号	平成21年5月29日
24水管第264号	平成24年4月20日
24水管第1137号	平成24年7月25日
25水管第2165号	平成26年2月6日
26水管第2191号	平成27年2月3日
27水推第1306号	平成28年4月1日
28水推第1305号	平成29年3月28日
29水推第1083号	平成30年2月1日
29水推第1224号	平成30年3月30日

### 第1 趣旨

この事業は、産地市場の価格の低迷、燃油や資材価格の高騰によるコストの増大、漁船の高船齢化及び国際規制の強化等の中で、生産体制が脆弱化した漁業（養殖業を含む。以下同じ。）について緊急に構造改革をすすめ、将来にわたり水産物の安定供給を担う経営体を育成するため、中央及び地域に官民連携による漁業改革推進集中プロジェクトを立ち上げ、収益性重視への経営体へ転換するための改革計画の策定及びその認定を行うものである。

### 第2 中央プロジェクト本部運営事業

#### 1 中央プロジェクト本部の設置

水産業体质強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の1の（1）のアの（ア）の中央プロジェクト本部の設置は、以下に定めるところによる。

##### （1）組織

###### ア 中央協議会

（ア）中央協議会の委員は生産、流通、造船、経営、研究等の幅広い分野から選任するものとし、特定分野に偏らないよう組織するものとする。

（イ）中央協議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを決めるものとする。

- (ウ) 会長は、中央協議会の会務を総理するものとする。
- (エ) 中央協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならぬものとする。
- (オ) 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (カ) 委員は、再任されることができるものとする。
- (キ) 委員が破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、解任されるものとする。
- (ク) 委員が心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、解任されるものとする。
- (ケ) 中央協議会には、専門的な事項を処理するための専門部会を設置できるものとする。

イ 事務局

事業主体は、漁業構造改革総合対策事業の適切かつ円滑な運営のため、専属の事務局を設置するものとする。

(2) 手続等

ア 事業主体は、中央プロジェクト本部を設置しようとするときは、別紙様式例1を参考に中央プロジェクト本部設置要綱を作成の上、別記様式第1号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

イ 中央プロジェクト本部設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(ア) 中央協議会の組織、職務及び運営

(イ) 事務局の組織及び職務

(ウ) 中央協議会委員名簿及び事務局員責任者の氏名

ウ 事業主体は、水産庁長官の承認を受けた中央プロジェクト本部設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。

エ 事業主体は、別記様式第2号により、年度ごとに中央プロジェクト本部運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

オ 水産庁長官は、必要と認めるときは、事業主体に対し、中央プロジェクト本部の運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

カ 水産庁長官は、オによる指示にもかかわらず、中央プロジェクト本部の運営が改善されない場合には、アの承認を取り消すことができるものとする。

## 2 改革計画の認定及び検証

実施要綱第3の1の(1)のアの(イ)の認定及び検証手続は、以下に定めるところによる。

(1) 事業主体は、第3の3の(2)の改革計画書の提出があったときは、速やかに中央協議会にこれを諮るものとする。

(2) 中央協議会が、当該改革計画について実施要綱第3の1の(1)のアの(イ)の基準を満たすものと認めて認定を行おうとするときは、事業主体は別記様式第3号により水産庁長官に協議するものとする。

なお、認定においては、先進的な資源管理（個別割当、プール制（関係漁業者

で水揚金額の共有・分配方法を定め、共同で資源管理に取り組むもの)、強度資源管理(資源管理指針・計画作成要領(平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知)第2の2の(4)の強度資源管理タイプに取り組むもの)、国際的な漁業管理機関の要請に基づく複数のオブザーバー乗船によるデータ収集(かつお・まぐろ類等の国際的な漁業管理が行われている魚種を主な対象とする場合であって複数のオブザーバーを乗船させることができ可能な漁船を用いて科学・操業に関するデータの収集やその提供に取り組むもの)及び水産庁長官が特に認めるもの。)の取組及び水産庁長官が別に提示する政策的課題に係る取組を含む改革計画を他に優先して認定することとする。

(3) 事業主体は、水産庁長官から当該改革計画を認定することについて異存がない旨の通知を受けたときは、改革計画の申請者に対して別記様式第4号により当該改革計画が認定されたことを通知するものとする。

また、水産庁長官から当該改革計画について変更の指示があったときは、再度中央協議会に諮るものとする。

(4) 実施要綱第3の1の(1)のアの(イ)により認定を受けた改革計画(以下「認定改革計画」という。)についての変更の申請があったときは、(1)から(3)までに準じて処理するものとする。

(5) 事業主体は、認定改革計画の実施状況について定期的に調査を行い、その結果、当該認定改革計画の進捗が著しく遅れており、又はその実施内容に当該認定改革計画と齟齬があると認められる場合には、水産庁長官に協議の上、当該認定改革計画を取り消すことができるものとする。

(6) 事業主体は、認定改革計画に基づいて実施された実証事業の実証結果等について中央協議会に報告し、中央協議会の検証を受けるものとする。

### 3 地域プロジェクト等に対する指導・助言等

実施要綱第3の1の(1)のアの(ウ)の指導・助言等は、以下に定めるところによる。

(1) 事業主体は、第3の地域プロジェクト運営事業に取り組もうとする地域・グループ等を支援するため、相談窓口を設けるとともに、主要漁業地域での説明会等を行うものとする。

(2) 事業主体は、実施要綱第3の1の(1)のイの地域プロジェクト運営事業を行う者(以下「地域プロジェクト運営者」という。)等の要請に基づき、認定改革計画の策定・実施・実証結果の検証及び地域プロジェクト等の活動の促進のため、専門家の派遣、消費流通動向等の調査・研究及び漁船や供給システムの設計等の支援を行うことができるものとする。

(3) 事業主体は、(1)及び(2)を行うに当たり、あらかじめその事務手続等に関する規定を作成し、別記様式第5号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

(4) 事業主体は、地域プロジェクト運営者に対して、認定改革計画の定期的な履行状況の把握及び実証結果の検証に係る指導を行うものとする。

### 4 実施結果報告

事業主体は、別記様式第6号によりこの事業の実施結果について、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官宛てに提出するものとする。

### 第3 地域プロジェクト運営事業

#### 1 助成金の交付

実施要綱第3の1の(1)のイの助成金の交付手続は、以下に定めるところによる。

- (1) 地域プロジェクト運営者は、2の(2)のエにより地域プロジェクト運営事業の実施計画の承認を受けた場合には、速やかに事業主体に対して別記様式第7号により助成金の交付申請を行い、その了承を得るものとする。
- (2) 事業主体は、地域プロジェクト運営者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、当該地域プロジェクト運営者に対して別記様式第8号により当該助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (3) 地域プロジェクト運営者は、経済的な都合等により概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別記様式第9号により概算払請求書により請求するものとする。
- (4) 事業主体は、概算払請求書の提出があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (5) 地域プロジェクト運営者は、事業終了後、別記様式第10号の精算払請求書に2の(2)のカの事業実施結果報告書を添付して事業主体に助成金の交付を請求するものとする。
- (6) 事業主体は、事業実施結果報告書の内容を審査し、適切と認められたときは、助成金の額を確定し、別記様式第11号により地域プロジェクト運営者に通知するとともに、助成金を交付するものとする。
- (7) 地域プロジェクト運営者は、受け取った助成金について適切に管理するものとする。
- (8) 事業主体は、地域プロジェクト運営者に交付した助成金が適切に使用されているか確認するため、定期的に地域プロジェクト運営者に対して監査を行うものとする。また、水産庁長官は、監査の状況及びその結果の報告を求めができるものとする。

#### 2 地域プロジェクトの設置

実施要綱第3の1の(1)のイの(ア)の地域プロジェクトの設置については、以下に定めるところによる。

##### (1) 組織

###### ア 地域協議会

- (ア) 地域協議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを決めるものとする。
- (イ) 会長は、地域協議会の会務を総理するものとする。
- (ウ) 地域協議会には、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならないものとする。
- (エ) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (オ) 委員は、再任されることができるものとする。
- (カ) 委員が破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、解任されるものとする。
- (キ) 委員が心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は委員に職務上の

義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、解任されるものとする。

(ク) 地域協議会には、その円滑な運営のため、課題ごと、漁業種類ごと又は地域ごとの部会を設置することができるものとする。

イ 中小漁業経営支援協議会

実施要綱第3の1の(1)のイの(オ)の中小漁業経営支援協議会の設置については、中小漁業経営支援協議会について（平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知）に定めるところによるものとする。

(2) 手続等

ア 地域プロジェクト運営者は、地域プロジェクトを設置しようとするときは、別紙様式例2を参考に地域プロジェクト設置要綱を作成の上、別記様式第12号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

イ 地域プロジェクト設置要綱には、少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- a 地域協議会の組織、職務及び運営
- b 事務局の組織及び職務
- c 地域協議会の委員及び事務局員責任者

ウ 地域プロジェクト運営者は、水産庁長官の承認を受けた地域プロジェクト設置要綱を変更しようとする場合には、アに準じて処理するものとする。ただし、イのcに規定する事項のみの変更の場合には、速やかに水産庁長官へ報告することで足りるものとする。

エ 地域プロジェクト運営者は、別記様式第13号により、毎年度の地域プロジェクト運営事業の実施計画を作成の上、水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。なお、事業計画を有しないことについて、別記様式第14号により報告を行っている場合は、この限りでない。

オ 地域プロジェクト運営者は、エの承認を受けた実施計画を変更する場合には、エに準じて処理するものとする。

カ 地域プロジェクト運営者は、別記様式第14号により事業実施結果報告書を作成し、毎年事業終了後30日以内に水産庁長官に提出するものとする。

キ 水産庁長官は、必要と認めるときは、地域プロジェクト運営者に対し、地域プロジェクトの運営の改善に必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

ク 水産庁長官は、キによる指示にもかかわらず、地域プロジェクトの運営が改善されない場合には、ア又はエの承認を取り消すことができるものとする。

ケ ア及びウからカまでの申請は、事業主体を経由して提出するものとする。

### 3 改革計画の作成及び実施

実施要綱第3の1の(1)のイの(ウ)の改革計画の作成は、以下に定めるところによる。

(1) もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の1の(1)から(3)までの実証事業に係る改革計画は別添1によるものとする。なお、海区、漁業種類等に応じて複数の漁船又は船団が同一の改革計画に基づき取組を実施する場合には、別添2により全体的な改革計画を作成するとともに、別添1により漁船又は船団ごとの個別の改革計画を作成するものとする。同第1の1の(4)の実証事業に係る改革計画は別添3によるものとする。

また、同第1の4の(2)の沿岸漁業版にあっては、当該沿岸漁業版を内容の一部としている「浜の活力再生プラン」(浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水管第2656号農林水産事務次官依命通知)の第2に掲げるものをいう。以下同じ。)の内容に沿って改革計画を作成するものとする。

- (2) 地域プロジェクト運営者は、策定した改革計画の認定を受けようとする場合には、別記様式第15号に(1)の改革計画書を添付して中央協議会に提出するものとする。
- (3) 地域プロジェクト運営者は、事業期間中に認定改革計画を変更しようとする場合には、別記様式第16号に変更後の改革計画書を添付して中央協議会に提出し、その認定を受けなければならない。
- (4) 改革計画は、2の(1)のアの(ク)により設けた部会ごとに作成することができるものとする。
- (5) 地域プロジェクト運営者は、認定改革計画の実施状況についておおむね6ヶ月ごとに把握し、収益性向上のための効果的な事業実施に必要な指導及び助言を行うとともに、毎年度、その状況を取りまとめ、事業主体へ報告するものとする。

#### 4 助成金交付実績報告

事業主体は、別記様式第17号により、地域プロジェクト運営者に対して交付した助成金の実績を、毎事業年度終了後60日以内に水産庁長官宛てに提出するものとする。

#### 第4 守秘義務

事業主体及び地域プロジェクト運営者の役職員並びに中央協議会及び地域協議会の委員及び事務局員は、本事業の実施に当たり、漁業者、金融機関等から入手した本事業に参加する漁業者に係る財務資料等の情報を厳格に管理するとともに、その職務上知ることができた情報を漏らし、又は盗用してはならない。これらの職にあった者についても同様とする。

#### 附 則

漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領(平成19年3月30日付け18水管第4221号水産庁長官通知)第3の2の(2)のエの規定に基づき行われた平成21年度の地域プロジェクト運営事業の実施計画の申請は、本実施要領第3の2の(2)のエの規定に基づき行われたものとみなす。

漁船漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領(平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知)第2の1の(2)のエの規定に基づき行われた平成21年度の中央プロジェクト本部運営事業の実施計画及び第3の2の(2)のエの規定に基づき行われた平成21年度の地域プロジェクト運営事業の実施計画の申請は、本実施要領第2の1の(2)のエ又は第3の2の(2)のエの規定に基づき行われたものとみなす。

#### 附 則(平成27年2月3日26水管第2191号)

- 1 この要領は、平成27年2月3日から施行することとする。

2 この要領による改正後の第2の2及び3並びに第3の改革計画に基づいて実施される実証事業の検証及び報告等に関する規定については、この要領の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業についても適用する。

附 則（平成28年4月1日27水推第1306号）

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の実施要領の第2の1の（1）のアの（ア）の規定により選任された委員の任期については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月28日28水推第1305号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の実施要領の第3の2の（2）のカの報告等に関する規定については、改正前の実施要領第3の2の（2）の規定により設置された地域プロジェクトに関する報告等についても適用する。

附 則（平成30年2月1日29水推第1083号）

- 1 この通知は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成30年3月30日29水推第1223号）

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に認定を受けた改革計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

【別記様式第1号】

中央プロジェクト本部設置申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

今般、漁業の構造改革を推進するため、別紙のとおり中央プロジェクト本部設置要綱を定め、これに基づき漁業改革推進集中プロジェクト中央本部を設置したいので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の1の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【別記様式第2号】

中央プロジェクト本部運営事業実施計画承認申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の中央プロジェクト本部運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の1の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針

2. 中央協議会開催計画

開催時期	協議内容	備 考

3. 経費の配分計画

経費区分	事 業 費	備 考
合 計		

※ 備考欄に基金及び補助金の別を記載のこと。

4. その他

【別記様式第3号】

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

○○地域プロジェクト等改革計画の認定に係る協議について

平成 年 月 日付で下記の地域プロジェクト等運営者から別添（写し）のとおり改革計画の認定申請があり、平成 年 月 日の中央協議会においてこの計画の内容について審査した結果、当該改革計画を水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（イ）の認定をすることが妥当であるとされたことから、当該地域プロジェクト等運営者に対し、別紙の認定書を交付したく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の2の（2）の規定により協議します。

- ※1 地域プロジェクト等運営者から提出された計画書及び認定書（案）を添付すること。
- ※2 もうかる漁業創設支援事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2906号水産庁長官通知）第1の4の（2）の沿岸漁業版にあっては、当該沿岸漁業版を内容の一部としている「浜の活力再生プラン」を添付すること。

【別記様式第4号】

番 号  
年 月 日

地域プロジェクト等運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

事 業 主 体 の 住 所  
名称及び代表者の氏名 印

○○地域プロジェクト等改革計画の認定について

平成 年 月 日付け（番号）で貴殿から申請のあった改革計画については、平成 年 月 日に開催された中央協議会の審査の結果、水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（イ）の認定をすることとされ、別紙認定書が発給されたので通知する。

※ 認定書を添付のこと。

【別記様式第5号】

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

地域プロジェクト等に対する支援要領の制定に関する承認申請書

水産業体质強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（ウ）に基づいて（事業主体）が行う地域プロジェクト等に対する指導・助言等の支援について、別紙のとおり地域プロジェクト等に対する支援要領を作成したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の3の（3）に基づき、承認を申請します。

【別記様式第6号】

中央プロジェクト本部運営事業実施結果報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の中央プロジェクト本部運営事業について、下記のとおり実施したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第2の4の規定に基づき事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施概要

2. 中央協議会開催実績

開催時期	協議内容	備 考

3. 地域プロジェクト等への指導・助言等の支援実績

4. 経費の配分実績

経費区分	事 業 費	備 考
合 計		

※ 備考欄に基金及び補助金の別を記載すること。

5. その他

【別記様式第7号】

〇〇地域プロジェクト運営事業助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

事業主体の名称  
及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行う〇〇地域プロジェクト運営事業に係る助成金について、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の1の（1）に基づき下記のとおり交付を申請します。

記

1. 助成金の額

項目	必要な助成金の額	概算払い	備考
合計	円	有・無	

※ 概算払い有りに○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目毎に記載すること。

2. 振込先

【別記様式第8号】

地域プロジェクト運営事業助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

地域プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

事 業 主 体 の 住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け ( 番号 ) で申請のあった貴組合 (会) が行う〇〇地域プロジェクト運営事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを了承したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領 (平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知) 第3の1の(2)に基づき通知します。

【別記様式第9号】

平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業概算払請求書

番 号  
年 月 日

事業主体の名称  
及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け ( 番号 ) で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の1の(3)に基づき請求します。

記  
(単位：円)

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 a-(b+c)	備考
合 計					

※ 備考欄に基金及び補助金の別を記載すること。

【別記様式第10号】

平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業精算払請求書

番 号  
年 月 日

事業主体の名称  
及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付け（番号）で水産庁長官から承認のあった本組合（会）が行った平成 年度の地域プロジェクト運営事業について、別紙のとおり水産庁長官に実施結果を報告したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の1の（5）に基づき精算額として金 円を請求します。

記

（単位：円）

項目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不要額 a-(b+c)	備考
合 計					

※ 備考欄に基金及び補助金の別を記載すること。

【別記様式第11号】

平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業の助成金の額の確定通知

番 号  
年 月 日

地域プロジェクト運営者の  
名称及び代表者の氏名 殿

事 業 主 体 の 住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで貴〇〇から提出のあった平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業精算払請求書の内容を確認した結果、平成 年度〇〇地域プロジェクト運営事業の助成金の額は金 円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知する。

【別記様式第12号】

地域プロジェクト設置申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿  
(事業主体経由)

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

今般、漁業の構造改革を推進するため、別紙のとおり〇〇地域プロジェクト設置要綱を定め、これに基づき〇〇地域の漁業改革推進集中プロジェクトを設置したいので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の2の（2）のアの規定に基づき、承認を申請します。

【別記様式第13号】

〇〇地域プロジェクト運営事業実施計画承認申請書

番号  
年月日

水産庁長官 殿  
(事業主体 経由)

住所 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域プロジェクト運営事業の実施計画を下記のとおり策定したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の2の（2）のエの規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 事業の必要性及び平成 年度の事業方針
2. プロジェクトの対象予定としている漁業種類
3. プロジェクトの対象予定としている地域又はグループの範囲
4. 改革計画の認定を受けようとする時期：
5. 地域協議会開催計画

開催時期	協議内容	備考

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり  
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。  
7以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備 考
合 計		

※ 備考欄に経費区分の内容がわかるよう記載すること。

9. その他

【別記様式第14号】

〇〇地域プロジェクト運営事業実施結果報告書

番号  
年月日

水産庁長官 殿  
(事業主体 経由)

住所 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで承認のあった平成 年度の〇〇地域プロジェクト運営事業について、下記のとおり実施したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の2の（2）の力の規定に基づき事業の結果を報告します。

記

1. 事業の実施結果概要
2. プロジェクトの対象とした漁業種類
3. プロジェクトの対象とした地域又はグループの範囲
4. 当該期間における改革計画の認定の有無：※有りの場合は認定年月日を記載すること。
5. 地域協議会開催実績

開催年月日	協議内容	備考

※ 備考欄に事業の進捗状況を記載すること

6. 調査研究に関する事項
7. 中小漁業経営支援協議会に関する事項：別紙のとおり  
(注：中小漁業経営支援協議会を開催しない場合、又は同時に申請しない場合は記入不要。  
7以降の番号は繰り上げて記載)

8. 経費の配分

経費区分	事業費	備 考
合 計		

※ 備考欄に経費区分の内容が分かるよう記載すること。

9. その他

※ 次年度以降の実施計画を有しない場合は、その旨を記載すること。

【別記様式第15号】

番 号  
年 月 日

事業主体の名称  
及び代表者の氏名 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

〇〇地域プロジェクト改革計画の認定申請書

このことについて、別紙改革計画書のとおり〇〇地域プロジェクトにおける改革計画を策定したので、水産業体质強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のアの（イ）の認定を受けたく、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の3の（2）の規定により提出します。

【別記様式第16号】

番号  
年月日

事業主体の名称  
及び代表者の氏名 殿

住所 所  
名称及び代表者の氏名 印

○○地域プロジェクト改革計画の変更申請書

このことについて、平成 年 月 日付け（番号）で認定された当該地域の改革計画について、下記により内容の一部を変更したく、別紙のとおり変更後の改革計画書を作成したので、漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領（平成21年4月1日付け20水管第2908号水産庁長官通知）第3の3の（3）の規定により提出します。

記

※ 変更理由を簡潔に記載すること。

【別記様式第17号】

平成 年度地域プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

平成 年度の地域プロジェクト運営事業に対する助成金交付実績を下記のとおり取りまとめた  
ので報告します。

記

(単位: 円)

地域プロジェクト 運営者の名称	交付決定		概算払		助成金確定額	備 考
	金 額	年月日	金 額	年月日		
合 計 額						

※ 備考欄に基金及び補助金の別を記載すること。

【別添1】

		整理番号																							
○○地域プロジェクト改革計画書																									
<table border="1"><tr><td>地域プロジェクト名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="3">地域プロジェクト 運営者</td><td>名 称</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>代表者の役職 及び氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>計 画 策 定 年 月</td><td>年 月</td><td>計画期間</td><td>年度～ 年度</td></tr><tr><td>実証事業の種類</td><td colspan="3">※</td></tr></table>				地域プロジェクト名称				地域プロジェクト 運営者	名 称			代表者の役職 及び氏名			住 所			計 画 策 定 年 月	年 月	計画期間	年度～ 年度	実証事業の種類	※		
地域プロジェクト名称																									
地域プロジェクト 運営者	名 称																								
	代表者の役職 及び氏名																								
	住 所																								
計 画 策 定 年 月	年 月	計画期間	年度～ 年度																						
実証事業の種類	※																								

※ 「改革型漁船等の収益性改善の実証事業」、「漁船等の収益性回復の実証事業」、「資源管理又は国際漁場再編対策の実施に伴う他魚種転換等の経営多角化の実証事業」のいずれかを記入すること。

## 1 目的

## 2 地域の概要

- ※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要、対象資源の状況（養殖業にあっては、漁場環境の状況）等を記載すること。
- ※ この地域プロジェクトにおいて、過去に認定を受けた改革計画が存在する場合は、当該計画の進捗状況及び検証結果について記載し、当該計画の成果を踏まえた内容とすること。

## 3 計画内容

### （1）参加者等名簿

- ※ 漁業関係、流通・加工関係、金融・経営等関係、研究関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載すること。

### （2）改革のコンセプト

＜生産に関する事項＞

＜資源管理に関する事項（養殖業にあっては、漁場環境の改善に関する事項）＞

＜流通・販売に関する事項＞

＜支援措置（漁業構造改革推進事業その他国庫助成事業、制度資金）の活用に関する事項＞

(3) 改革の取組内容

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果(数値)	効果の根拠

＜記入に当たって＞

- ・「大事項」欄には、生産、資源管理、漁場環境改善、流通・加工等、当該取組の分野が分かる事項名を記載すること。
- ・「中事項」欄には、省コスト化、漁船の合理化等、当該取組がどのような効率化に係る取組か分かる事項名を記載すること。なお、複数の漁業種類の取組を行う場合は、漁業種類ごとに記載すること。
- ・「取組内容」欄には、取組を行う者を明記すること。
- ・「見込まれる効果」欄には、改革の取組により見込まれる効果について、現状との比較を定量的に記載するとともに、その検証方法を示すこと。
- ・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域プロジェクトにおける検討資料等、詳細が分かる資料を別途添付すること。

(4) 改革の取組内容と支援措置の活用との関係

① 漁業構造改革総合対策事業の活用

取組記号	事業名	改革の取組内容との関係	事業実施者	実施年度

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3)で用いた取組記号を記入すること。
- ・もうかる漁業創設支援事業を実施しようとする場合であって、既に用船等の公募を行っているときには、「改革の取組内容との関係」欄に船名、所有者名、総トン数等を可能な範囲で記載すること。

② その他関連する支援措置

取組記号	支援措置、制度資金名	改革の取組内容との関係	事業実施者 (借受者)	実施年度

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3)で用いた取組記号を記入すること。
- ・「支援措置、制度資金名」の欄には、活用を予定する支援措置の名称を記入し、国庫補助事業以外の補助事業についても記載すること。

(5) 取組のスケジュール

① 工程表

取組記号	取組内容	年度	○	○	○	○	○

<記入に当たって>

- ・(3)における取組記号を用い、検討・導入期間を点線 ----- で、実施・普及期間を実線 —— で記入すること。

- ・改革の取組により想定される波及効果についても、可能な限り記入すること。
- ・認定改革計画の効果検証に係るスケジュールについても、記載すること。
- ・「年度」欄には、改革1年目（期目）から5年目（期目）までに対応する年度を記載すること。

#### 4 漁業経営の展望（改革型漁船等の収益性改善の場合）

＜経費等の考え方＞

※ 漁業種類ごとに改革計画に参加する漁業者の操業・生産の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

＜○○漁業＞

##### （1）収益性改善の目標

（単位：水揚量はトン、その他は千円）

	現状	改革1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
<b>収 入</b>						
収入合計						
水揚量						
水揚高						
引当金戻入						
その他収入						
<b>経 費</b>						
経費合計						
人件費						
燃油代						
修繕費						
漁具費						
その他の						
保険料						
公租公課						
販売経費						
一般管理費						
減価償却費						
退職給付引当金繰入						
特別修繕引当金繰入						
その他引当金繰入						
<b>利 益</b>						
<b>償却前利益</b>						

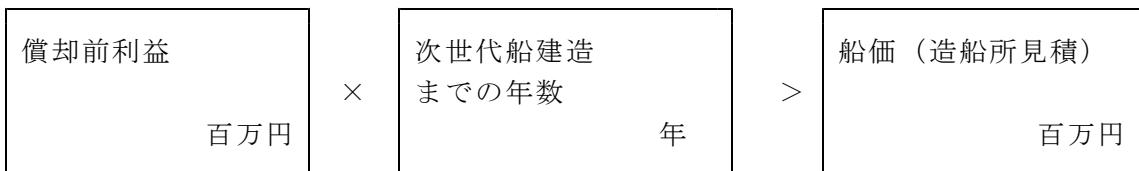
※ 同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に船団構成を改革する場合等の漁業経営の展望について、必要と考える資料

がある場合には添付すること。

- ※ 養殖業に係る実証事業にあっては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、えさ代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。
- ※ 養殖業に係る実証事業にあっては、経営体の評価を行うため、実証事業外の事業がある場合には、当該事業を含めた経営体全体の収支表を作成するとともに実証事業に係る収支表を作成すること。
- ※ 養殖業に係る実証事業にあっては、「改革1年目」を「改革1期目」（「2年目」から「5年目」についても同様に「2期目」から「5期目」と記載）とし、養殖の開始から出荷までの収入及び経費について記載することができる。
- ※ その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該取組に係る負債性引当金繰入をいう。
- ※ 洗替法による引当金繰入を計上している場合等翌期に収益化するものは、引当金戻入を計上すること。

## （2）次世代船建造の見通し

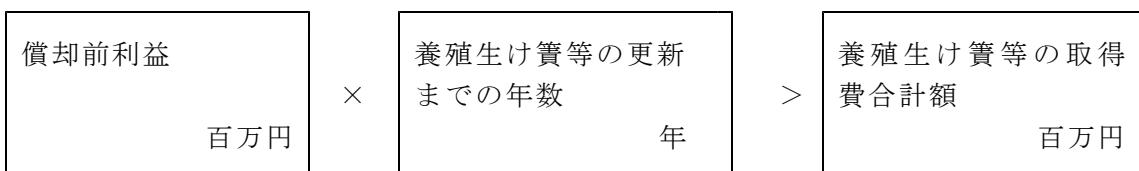


※ 「償却前利益」は、改革5年目の数値、改革3～5年目の平均値等、目標達成時の見通しに基づき記載すること。

※ 船価については、造船所見積等に基づき記載すること。

※ 養殖業に係る実証事業にあっては、以下の内容を記載すること。

## （2）養殖生け簀等の更新の見通し



※ 「償却前利益」は、改革5期目の数値、改革3～5期目の平均値等、目標達成の見通しに基づき記載すること。

## （参考）改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考
-----	-----	-----	-----

#### 4 漁業経営の展望（漁船等の収益性回復の場合）

##### ＜経費等の考え方＞

※ 漁業種類ごとに改革計画に参加する漁業者の操業・生産の概要、収益の改善見込みとその考え方を記載すること。

##### ＜○○漁業＞

###### (1) 収益性回復の目標

(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	現状	改革1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
<b>収 入</b>						
収入合計						
水揚量						
水揚高						
引当金戻入						
その他収入						
<b>経 費</b>						
経費合計						
人件費						
燃油代						
修繕費						
漁具費						
その他の						
保険料						
公租公課						
販売経費						
一般管理費						
減価償却費						
退職給付引当金繰入						
特別修繕引当金繰入						
その他引当金繰入						
<b>利 益</b>						
<b>償却前利益</b>						

※ 同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。

※ 段階的に船団構成を改革する場合等の経営展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。

※ 養殖業に係る実証にあっては、収益については生産量及び生産高を、経費については記載事項に加え、えさ代、種苗代（核代）についても記載すること。また、生産削減計画がある場合は記載すること。

※ 養殖業に係る実証にあっては、「改革1年目」を「改革1期目」（「2年目」から「5

年目」についても同様に「2期目」から「5期目」と記載)とし、養殖の開始から出荷までの収入及び経費について記載することができる。

※ その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該事業に係る負債性引当金繰入をいう。

※ 洗替法による引当金繰入を計上している場合等翌期に収益化するものは、引当金戻入を計上すること。

## (2) 収益性回復の評価

償却前利益について、地域の実情に応じて代船又は養殖生け簀等の取得までの年数を踏まえた評価を記載すること。

※ 「償却前利益」は、改革5年目の数値、改革3～5年目の平均値等、目標達成時の見通しに基づき記載すること。

## (参考) 改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

【別添2】

		整理番号	
○○地域プロジェクト改革計画書			
地域プロジェクト名称			
地域プロジェクト 運営者	名 称		
	代表者の役職及び氏名		
	住 所		
計画策定期月	年 月	計画期間	年度～ 年度

1 目的

2 地域の概要

※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要、対象資源の状況（養殖業にあっては、漁場環境の状況）等を記載すること。

3 計画内容

※ 「漁業生産関係」、「資源管理関係（養殖業にあっては、漁場環境改善関係）」、「加工・流通関係」等、項目を立てて記載すること。

4 改革スケジュール

※ 3の計画内容の取組スケジュールを記載すること。

5 将来展望

6 参加者名簿

※ 漁業関係、流通・加工関係、金融・経営等関係、研究関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載すること。

※ 必要に応じ当該改革計画の内容を説明する参考資料を添付すること。

【別添3】

		整理番号	
○○地域プロジェクト改革計画書			
地域プロジェクト名称			
地域プロジェクト 運営者	名 称		
	代表者の役職及び氏名		
	住 所		
計画策定年月	年 月	計画期間	年度～ 年度
実証事業の種類	資源管理・労働環境改善型漁船の計画的・効率的導入の実証事業		

## 1 目的

## 2 地域の概要

- ※ 地域産業としての漁業の位置付け、漁業の概要、漁船の状況、対象資源の状況等を記載すること。
- ※ この地域プロジェクトにおいて、過去に認定を受けた改革計画が存在する場合は、当該計画の進捗状況及び検証結果について記載し、当該計画の成果を踏まえた内容とすること。

## 3 計画内容

### (1) 参加者等名簿

- ※ 漁業関係、造船関係、流通・加工関係、金融・経営等関係、研究関係、地方公共団体、学識経験者等の別に記載すること。

### (2) 改革のコンセプト

#### <漁船導入の共通化・効率化等に関する事項>

- ※ 船体、主機関、補機関及び主要設備の共通化、建造コストの削減、建造工期の縮減及び計画期間中の漁船等のメンテナンス経費の削減に係る取組を記載すること。

#### <操業・生産に関する事項>

- ※ 資源管理・労働環境改善型漁船の共通仕様での導入による操業・生産の効率化について記載すること。

#### <資源管理に関する事項>

- ※ 公的及び自主的な資源管理の取組並びに衛星船位測定器（VMS）の設置及び運用計画について記載すること
- ※ 資源管理・労働環境改善型漁船の共通導入による資源管理の推進等について記載すること。

#### <漁船の安全性、居住性及び作業性に関する事項>

- ※ 漁船の安全性、居住性及び作業性の向上並びに船内インターネット環境の整備及び運用計画について記載すること。

#### <流通・販売に関する事項>

#### <支援措置（漁業構造改革推進事業その他国庫補助事業、制度資金）の活用に関する事項>

(3) 改革の取組内容

大事項	中事項	現状と課題	取組記号・取組内容	見込まれる効果(数値)	効果の根拠

＜記入に当たって＞

- ・「大事項」欄には、「漁船導入の共通化・効率化等」、「操業・生産」、「資源管理」、「漁船の安全性、居住性及び作業性の向上」、「流通・販売」等、当該取組の分野が分かる事項名を記載すること。
- ・「中事項」欄には、省コスト化、効率化、付加価値向上等、当該取組が分かる事項名を記載すること。
- ・「取組内容」欄には、当該取組を行う者を明記すること。
- ・「見込まれる効果」欄には、改革の取組により見込まれる効果について、現状との比較を定量的に記載するとともに、その検証方法を示すこと。
- ・「効果の根拠」について当該欄への記載と別に、地域プロジェクトにおける検討資料等、詳細が分かる資料を別途添付すること。

(4) 改革の取組内容と支援措置の活用との関係

① 漁業構造改革総合対策事業の活用

取組記号	事業名	取組内容との関係	事業実施者	実施年度

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3)で用いた取組記号を記入すること。
- ・「取組内容との関係」欄には、実証に用いる予定の漁船の種類、総トン数、隻数等も記載すること。

② その他関連する支援措置

取組記号	支援措置、制度資金名	取組内容との関係	事業実施者 (借受者)	実施年度

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3)で用いた取組記号を記入すること。
- ・「支援措置、制度資金名」欄には、活用する予定の支援措置の名称を記入し、国庫補助事業以外の補助事業等についても記載すること。

(5) 取組のスケジュール

① 工程表

取組記号	取組内容	年度					
		○	○	○	○	○	…

<記入に当たって>

- ・「取組記号」欄には、(3)で用いた取組記号を記入すること。
- ・「年度」欄には、1年目(期目)から5年目(期目)までに対応する年度を記載し、検討・導入期間を点線…で、実施・普及期間を実線—で記入すること。また、漁船ごとにスケジュールが異なる場合は、その内容が分かる工程表を作成すること。
- ・認定改革計画の効果検証に係るスケジュールについても記載すること。

※ 当該漁業に係る長期代船建造計画（長期代船建造計画策定要領（平成30年3月30日付け29水推第1221号水産庁長官通知）第3の1の規定に基づき水産庁長官の確認を受けたもの）と整合した内容とすること。

② 取組により想定される波及効果

4 漁業経営の展望

＜経費等の考え方＞

※ 実証に取り組む漁業の操業・生産の概要、収益性の改善見込みとその考え方等を記載すること。

(1) ○○漁業における収益性改善の目標

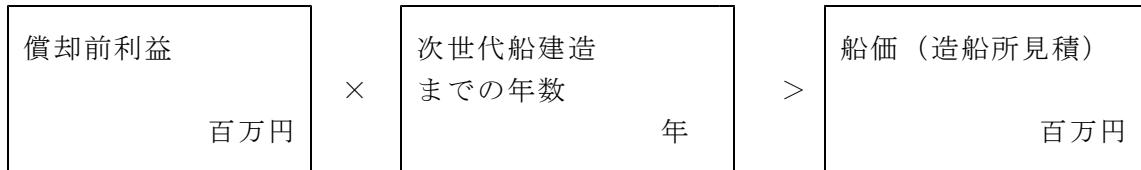
(単位：水揚量はトン、その他は千円)

	現状	改革 1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収 入						
収入合計						
水揚量						
水揚高						
引当金戻入						
その他収入						
経 費						
経費合計						
人件費						
燃油代						
修繕費						
漁具費						
その他の						
保険料						
公租公課						
販売経費						
一般管理費						
減価償却費						
退職給付引当金繰入						
特別修繕引当金繰入						
その他引当金繰入						
利 益						
償却前利益						

＜記入に当たって＞

- 同一漁業種類であっても、改革計画に参加する漁業者の標準的な経営形態が複数パターンある場合には、それぞれについて作成すること。
- 段階的に船団構成を変更する場合等の漁業経営の展望について、必要と考える資料がある場合には添付すること。
- その他引当金繰入とは、賞与引当金繰入、役員賞与引当金繰入等当該取組に係る負債性引当金繰入のことをいう。
- 洗替法による引当金繰入を計上している場合等翌期に収益化するものは、引当金戻入を計上すること。

(2) 次世代船建造の見通し



＜記入に当たって＞

- 「償却前利益」は、改革5年目（期目）の数値、改革3年目（期目）から5年目（期目）までの平均値等、目標達成の見通しに基づき記載すること。
- 船価については、造船所見積等に基づいて記載すること。

(参考) 改革計画の作成に係る地域プロジェクト活動状況

実施時期	協議会・部会	活動内容・成果	備考

## 中央プロジェクト本部設置要綱

### (設置)

第1 ○○○【事業主体名】は、漁業改革推進集中プロジェクト中央本部（以下「中央プロジェクト本部」という。）を設置する。

### (組織及び任務等)

第2 中央プロジェクト本部は、漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及び事務局からなるものとする。

#### 1 中央協議会

- (1) 中央協議会は、別表の1の委員をもって組織する。
- (2) 中央協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを決めるものとする。
- (3) 会長は、中央協議会の議長となり、会務を総理する。
- (4) 中央協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならぬものとする。
- (5) 会長は、協議会に国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求める、助言及び指導を受けることができる。
- (6) 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (7) 委員は、再任されることがある。
- (8) 事業主体の長は、委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならぬものとする。
- (9) 事業主体の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるとときは、これを解任することができるものとする。
- (10) 中央協議会は、漁業改革推進集中地域プロジェクトの作成する改革計画の審議、認定、助言及び検証を行う。
- (11) 中央協議会には、○○部会を設置する。
  - ① ○○部会は、別表の2の委員をもって組織する。
  - ② ○○部会は、○○○○に関し、専門的立場から中央協議会を支援する。

#### 2 事務局

- (1) 事務局員は、別表の3のとおりとする。
- (2) 事務局は、漁業改革推進集中プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

### (秘密保持義務)

第3 ○○○（漁業者団体名）の役員若しくは職員若しくは中央協議会委員、事務局員、（専門部会委員）又はこれらの職にあった者は、漁業改革推進集中プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に漏洩しないようにしなければならない。

(別表)

1. 中央協議会委員、オブザーバー名簿

所属機関	役職	氏名

2. ○○部会委員名簿

経歴	専門分野	氏名	実績等

3. 事務局員名簿

所属機関	役職	氏名

## ○○地域プロジェクト設置要綱

### (設置)

第1 ○○○【地域プロジェクト運営者名】は、○○地域プロジェクト（以下単に「プロジェクト」という。）を設置する。

### (組織及び任務等)

第2 プロジェクトは、地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）、事務局（及び○○中小漁業経営支援協議会）からなるものとする。

#### 1 地域協議会

(1) 地域協議会は、別表の1の委員をもって組織する。

(2) 地域協議会に会長一人を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを決めるものとする。

(3) 会長は、地域協議会の議長となり、会務を総理する。

(4) 地域協議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合における会長の職務を代理する者を定めておかなければならぬものとする。

(5) 地域協議会は、改革計画の作成及び実施等に対する助言及び指導を受けるため、国又は地方公共団体の水産担当部局職員の出席を求めることができる。

(6) 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(7) 委員は、再任されることがある。

(8) プロジェクト運営者の長は、委員が破産の宣告を受け、又は禁固以上の刑に処せられたときは、その委員を解任しなければならぬものとする。

(9) プロジェクト運営者の長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認め、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができるものとする。

(10) 地域協議会は、プロジェクトにおける改革計画を作成し、中央協議会の認定を受けるとともに、認定された改革計画の実施状況の把握とともに必要な指導・助言等を行う。

(11) 地域協議会は認定改革計画の実証結果等について検証する。

(12) 地域協議会には、○○部会を設置する。

① ○○部会は、別表の2の委員をもって組織する。

② ○○部会は、○○○○に関し、専門的立場から地域協議会を支援する。

#### 2 事務局

(1) 事務局員は、別表の3のとおりとする。

(2) 事務局は、プロジェクトを推進するために必要な事務等を行う。

#### 3 ○○中小漁業経営支援協議会（必要に応じて記載すること。）

別紙○○中小漁業経営支援協議会設置要綱のとおり。

### (秘密保持義務)

第3 ○○○（漁業者団体名）の役員若しくは職員若しくは地域協議会委員、事務局員、

(○○部会委員) 又はこれらの職にあった者は、漁業改革推進集中プロジェクトの実施に当たり、中小漁業者、金融機関等から入手したプロジェクト対象者に係る財務資料等の情報を厳重に管理し、外部に漏洩しないようにしなければならない。

(別表)

1. 地域協議会委員、オブザーバー名簿

所属機関	役職	氏名

2. ○○部会委員名簿

経歴	専門分野	氏名	実績等

3. 事務局員名簿

所属機関	役職	氏名